# 【 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止 に関する条例の一部を改正する条例案について 】

R4.6.30(木) 食と観光対策特別委員会(村田光成)

ただいま説明のあった本委員会に審議が付託された議案第8号『北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例 案』いわゆるGM条例の改正案について確認を含めて伺います。

道からは、『遺伝子組換え作物の食用若しくは飼料用には供するための栽培、 または、隔離ほ場における栽培に限ることとするため、この条例を制定しようと するもの。』と説明がありました。

以下、この改正により、北海道の食の安全・安心を守り続けることが本当にできるのか、その観点で質問いたします。

# 1 カルタヘナ法と道GM条例等の関係について

はじめに、道のGM条例で定めている対象作物は、国の『遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律』いわゆる、『カルタへナ法』を根拠としていますが、このカルタへナ法と道のGM条例の関連について改めて確認させていただきます。

(答弁:農政部食の安全推進局食品政策課長 下堀 亨)

・カルタヘナ法は、遺伝子組換え(GM)生物の使用について、生物の多様性を守るための国際的な枠組みである『カルタヘナ議定書』を日本で実施するための措置を講じたもので、環境中への拡散を防止しないで使用するいわゆる開放系の『第一種使用等』と拡散を防止しつつ使用する『第二種使用等』に分けて措置が規定されている。

- ・また、GM条例は、食の安全・安心に関する基本理念や主な施策等を盛り込んだ『北海道食の安全・安心条例』に基づき平成17年3月に制定し、カルタへナ法に規定する『第一種使用等』の承認を受けた作物などGM植物を対象とし、GM作物の栽培に起因する生産・流通の混乱を防止するとともに、GM作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図ることを目的としている。
- ・GM条例は、具体的な内容としては、事前の説明会や許可申請等の手続のほか、管理責任者の配置や交雑・混入防止の措置など栽培時の遵守事項を規定。

## 2 GM胡蝶蘭の承認について

それでは、今回GM条例を改正するきっかけとなったGMコチョウランは、どのような形で使用されるものとして法の承認を受けているのか伺います。

# (答弁:農政部食品政策課長 下堀 亨)

・カルタへナ法における、いわゆる開放系での利用である第 一種使用等の内容は、『食用』、『飼料用』及び、『その他の 用』の3つとなっており、この度のコチョウランは『その 他の用』に該当し、申請者が具体的な用途として『観賞の用に供するための使用、栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付属する』行為と記載・申請し、承認を受けたもの。

## 3 改正条例案の条文について

GMコチョウランが『観賞の用』の目的で承認を受けているならば、道のGM条例改正案の条文で『観賞の用』作物を定義して、除外することができなかったのか伺います。

(答弁:農政部食品政策課長 下堀 亨)

- ・これまで国内で承認されたGM作物のうち、『その他の用』における具体的な用途として、法通知に示されている『隔離ほ場における栽培等』のほか、GMのバラやカーネーションは『切り花の用』、そして、この度のコチョウランは『観賞の用』として、申請者により具体的に記載されている。
- ・今後、食用や飼料用以外で申請されるGM植物に関し、『その他の用』における具体的な記載内容については、申請者が様々な用途名称を記載し申請することが考えられることから、条例において用途を特定して対象外とすること

は困難と考える。

## 4 道民の不安解消に向けた取組について

改正条例案で対象外となるGM作物は、現時点では、バラ、カーネーション、 そして、コチョウランとなりますが、遺伝子を扱う手法が日々進歩している中で は、想定外の『未知なるGM作物』が作出され、その作物が生態系や人の健康な どに影響を与える可能性を否定できないと考ます。そうした道民の懸念や不安 に対して、どのように対応する考えなのか伺います。

## (答弁:農政部食の安全推進局長 山口和海)

- ・改正後に条例の対象外となる GM作物についても、①自生する野生種との交雑、②駆逐の可能性、③野生動植物に対する有害物質の生産の有無、などの審査を経たもののみが、カルタヘナ法に基づく承認を受け、その際に国民への健康に対する危険も考慮するとされていることから、生態系や人の健康への影響はないものと考える。
- ・一方で、現時点では想定し得ない、その他のGM作物が作り出され同法の承認を受ける可能性も残ることから、道としては、隔離ほ場における栽培はもとより、国内のGM作物に関する開発や審査状況などについて注視しつつ、道内でGM作物の栽培に係る新たな動きが見込まれる場合には、速やかに、

- ①消費者や農業者、流通・加工業者などの有識者で構成する 『北海道食の安全・安心委員会』においてご議論いただく ほか、
- ②遺伝学など品種改良をはじめ、園芸や緑地などの専門家 で構成する同委員会の『遺伝子組換え作物交雑等防止部 会』からのご意見を踏まえ、

必要に応じて条例の見直しも検討するなど、情勢変化に的確に対応することにより、道民の皆さんの懸念や不安に対応してまいる。

## 5 GM条例の役割について

GM条例の改正の考え方について伺ってきましたが、このGM条例はGM作物と一般作物栽培との調整ルールを定めることにより、GM食品に不安を持つ道民に大変評価の高い条例であると考えます。

今回の改正により、規制対象を食用または飼料用等の栽培に限定し、花などが条例の対象から除外されることから、それらのGM作物が道内で栽培されることが想定されます。

道として、これまで本条例が果たしてきた役割をどのように評価し、今回の改正により、今後、この条例が本道にとってどのような役割を果たしていくのか、最後に食の安全推進監に伺います。

# (答弁:農政部 食の安全推進監 野崎直人)

・この条例は、国の承認を経たGM作物の道内での栽培について、一般作物との交雑等を防止することにより、消費者

から信頼される道産食品の生産と供給に寄与。

- ・こうした中、遺伝子を利用した技術の進展により、GMコチョウランが、今後、鉢植えで流通する見込みとなり、一般家庭でも条例で定める手続きを経ずに栽培される可能性があることを踏まえ、道では、条例で規制する大正範囲を食用及び飼料用などに整理し、『食の安全・安心』を確保する条例であることを明確にすることとした。
- ・今回の改正を通じて、食用や飼料用のGM作物に関する栽培ルールを徹底し、将来にわたり条例の実効性を担保することにより、食の安全・安心の確保を図り、我が国最大の食料供給基地である、本道の食のブランドづくりに繋げてまいる。